

観光2次交通機能強化補助事業者の要件（案）

本事業の性質を踏まえ、補助事業者の応募要件は以下の3点を記載することを検討している。

- (1) 「沖縄県観光2次交通オープンデータ整備仕様」に基づくデータ整備が可能な団体であること

⇒補助事業の遂行にあたり、一定の技術力と体制が必要であるため

- (2) 法人格を有し、営利を目的とせずかつ公益を目的とする団体であること（共同体での提案の場合、「営利を目的とせずかつ公益を目的とする団体」を構成員に含むこと）

⇒広く観光客の満足度や利便性向上に資する事業であるため

- (3) 補助事業終了後も継続的に観光2次交通オープンデータの整備、利活用を見込むことができる団体であること

⇒補助事業者のこれまでの経験、実績、信頼性等も重要であるため

※ (2) については、具体的には以下のような団体を想定

法人例: 財団法人、社団法人、特定非営利活動法人（NPO法人）など